

障害者控除について

65歳以上の方で、寝たきりや身体障害者などに準ずると各区保健福祉センター長が認定した場合は「障害者控除対象者認定書兼同意書」を発行します。

この認定書により、所得税や市民税などの課税対象となる所得金額から一定金額の控除を受けることができます。

該当するかどうかは、川崎区役所の保健福祉センター高齢・障害課、TEL 201-3279へ相談してください。

納税義務者本人又は納税義務者の控除対象者配偶者、扶養親族が年齢65歳以上で、申請年度12月31日時点(死亡した場合は死亡日)に下の表の対象者1~4のいずれかに該当する場合は、各区保健福祉センター高齢・障害課にお問合わせください。

区分	障害控除	特別障害控除
対象者	1、身体障害者(3級~6級)に準ずる方	1、身体障害者(1又は2級)に準ずる方
	2、認知症(軽度又は中度)に準ずる方	2、認知症(重度)に準ずる方
	3、知的障害者(軽度又は中度)に準ずる方	3、知的障害者(重度)に準ずる方
		4、6ヶ月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある方
所得税の控除	所得金額から27万円が控除されます	所得金額から40万円が控除されます
市民税・県民税の控除	所得金額から26万円が控除されます	所得金額から30分万円が控除されます

【同居特別障害者控除について】

※平成22年度の税制改正により、控除対象となる配偶者又は扶養親族が、納税者又は納税者の若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している特別障害者の場合は、控除の金額が、所得税75万円、市民税・県民税53万円となります。(所得税はH23年分、市・県民税はH24年度分から運用)